

神奈川県議会 令和元年第3回定例会 防災警察常任委員会

令和元年10月16日

西村委員

当委員会に付託をされた補正予算の審議と委員長に御発言をいただきて進めていただいておりますので、私は、速やかな支援金の支給を期待するものであります。ということで、具体的な手続について伺っていきます。遠隔地に避難をされている方もいらっしゃると思います。本当に引き続く台風でして、私の近くでも、小さい子供がいる、あるいは妊娠をされている方は、少し前倒しで帰省をしているというお話を伺いました。ご主人はお仕事にずっと行っているという方も現においでの中で、支援金の支給の申請窓口はどこになるのでしょうか。

災害対策課長

申請書の受付につきましては、申請に必要な罹災証明書の発行申請と同じく、被害を受けた住宅が所在する市町村を受付窓口とすることを考えております。

西村委員

被災した方々のことを考えれば、申請書類はできるだけ簡素化をされるべきだと考えるのですが、一体どういった書類が必要となってくるのでしょうか。

災害対策課長

申請に必要な書類ですが、住民票など、被災世帯が居住されている住宅の所在、また、世帯の構成が確認できる書類、そして、罹災証明書など、住宅が全壊または大規模半壊の被害を受けたことなどが確認できる証明書、そして、支援金を受け取っていただく口座がわかる預金通帳などの写し、そして加算支給金もありまして、300万円もしくは250万円ですので、その支給申請を同時に行っていただく場合には、住宅を建設、購入、補修、賃借など、これからしようとすることが確認できる契約書のようなものの写しを頂戴する予定です。

西村委員

窓口が市町村になって、今おっしゃった、できるだけ簡素化しても、それだけの書類が必要になってくるのだろうと思うのですが、二度手間、三度手間をおかけしないように、情報の徹底をまず行っていただきたいと思いますし、もし、もう少し簡素化できることがあるのであれば、御考慮をいただければと考えます。基礎支援金と加算支援金に分かれていますが、それぞれ申請はどのように行うのでしょうか。また、先ほど、申請の期限が最大37月とおっしゃっていましたが、これも、それぞれがどのような形なのか確認させてください。

災害対策課長

基礎支援金につきましては、災害が発生した日から起算をして、13月を経過する日までを申請期間としております。また、加算支援金につきましては、災害が発生した日から起算をして、先ほど御説明をさせていただきました37月を経過する日までを申請期間といたしております。

西村委員

ちなみに、別々に申請はできるのですか。要するに、被害を受けたということで申請をした、次は、再建をしたということで申請をしたことが通常の形と

考えればいいのでしょうか。

災害対策課長

御申請を二つに分けることも、一つでおやりいただくことも可能です。ただ、2回に分けて申請いただく形になりますので、その分、お手をわざらわせることになる可能性はあります。

西村委員

すぐに、まず、基礎となる100万円、あるいは50万円を受け取るのか、あるいは、全てそういう手続が終わってから、全額、満額という形で受け取るのかということは被災者の方が御判断をすればいいということなのでしょうか。申請書はどういった手順で処理をされていくのでしょうか。また、申請から支給までの期間はどれぐらいかかるとお考えですか。

災害対策課長

申請につきましては市町村で受付を考えておりまますので、市町村におきまして、申請書、また添付いただいた書類のチェックなどを行っていただきます。その後に県に送付をしていただく仕組みを考えております。県におきましては、その内容を審査いたしまして、特に問題等がなければ、支援の支給を行うことを速やかに決定させていただきます。特段の問題がない場合につきましては、申請から支給まで、おおむね2週間程度と現時点では考えております。

西村委員

ちなみに、罹災証明書は、現在、スムースに発行されている状態でしょうか。一部報道では、千葉県では1カ月ぐらいかかるという報道を伺っています。また、災害元は違いますが、熊本のときには二、三カ月かかったという話も聞いているのですが、本県では、この台風15号についてはどうなのでしょうか。

災害対策課長

市町村におきまして罹災証明のための判断をしているところですので、具体的な進捗状況につきましては、把握していませんが、市町村もかなり頑張って、各御申請のあった御家庭を回られていると聞いております。

西村委員

もし、人的な援助が必要であるといったことが市町村からお声が上がった場合は、どうぞ、県も速やかに動いていただいて、一刻も早く罹災証明書が発行されて、また申請をしていただいて、速やかに支援金が支給されて、一日も早く被災者の生活再建が果たされることを希望いたしまして、私の質問を終わります。